

第1回教育委員会（定）

開会日時 平成31年 1月 17日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時52分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	矢 嶋 吉 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	赤 松 健 宏
指 導 室 長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	千 葉 亨 二	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまから、平成31年第1回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、赤松地域教育力推進課長、門野指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、上野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第1号 いたばし学び支援プラン2021について

(教育総務課)

○報告事項

3. いたばし学び支援プラン2021（素案）に対するパブリックコメントへの回答（案）について

(総-3・教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第1号「いたばし学び支援プラン2021」及び報告3「いたばし学び支援プラン2021（素案）に対するパブリックコメントへの回答（案）」については、平成31年1月30日開催の平成30年度第3回区長定例記者会見での公表を予定している内容を含むため、公表前である本日の教育委員会において公開で審議を行う場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・平成30年12月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・平成30年12月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「人事情報」について、初めに都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 資料「指－1」をご覧ください。
12月末の教職員の数についてご説明いたします。
括弧内の休職者数などを含めた総数は、1,851人です。
先月と比較して、増減はございません。
休職者数は133人で、先月と比較して、5名増加しました。
12月末の期限付任用教員の数は30人で、先月と比較して、増減はございません。
説明は以上でございます。

教育総務課長 続きまして、資料「総－1」をご覧ください。
区費職員についてご報告申し上げます。
最初に、一般職員・再任用職員・再雇用職員の平成30年12月31日現在の職員数です。
総計で157人は、前月と比較して、増減はございません。
資料の2ページ、非常勤職員です。
合計で792人は、前月と比較して、1名減となります。
内訳としましては、学習指導講師が2名減に対して、特別支援学級介添員が1名増ということで、都合1名減となります。
説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 平成30年度身近な教育委員会・教育懇談会について

(総－2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告2「平成30年度身近な教育委員会・教育懇談会について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、資料「総－2」に基づきまして、ご説明いたします。
平成30年度身近な教育委員会・教育懇談会についてです。
最初に、1、趣旨でございます。
開かれた教育委員会の実現を目指し、身近な教育委員会を開催するとともに、地域や保護者の意見・提案を広く受け入れるための話合いの場を設けるものでご

ざいます。

2、開催日及び開催場所は記載のとおりでございます。

3、参加者は、(1)の区立小・中学校の児童・生徒の保護者(各校1～2名)80名程度を初めとして、(2)以下に記載のとおりとなります。

4、実施内容でございます。

第1部は、身近な教育委員会としまして、議題を「板橋区コミュニティ・スクールの導入に向けて」とし議論していただきます。

第2部は、第1部の内容を受けて、板橋区コミュニティ・スクールの導入に向けて、グループで熟議を行ってもらう予定でございます。

資料の2ページ目には、次第を記載してございます。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 学校支援地域本部事業の改正について

(地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告4「学校支援地域本部事業の改正について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、資料「地-1」をご覧ください。

学校支援地域本部事業につきましては、今年度13校実施したことによって、区内全校実施という状況でございます。

ここで選任されております地域コーディネーターは、平成31年1月1日現在で225名になる予定です。

今後、2020年度からの板橋区コミュニティ・スクールのキーとなる方々ということになりますが、この地域コーディネーターの位置付けや、どのようなことを遵守したら良いのかということが、今までのところ不明確でした。

さらに、この地域コーディネーターのスキルを向上させ、渉外活動を支援するというようなことで、来年度から事業の改正を行いたいと考えております。

2、改正の内容ですが、(1)地域コーディネーターの委嘱。これは、現在、区の要綱に基づいて「選任」という形でやらせていただいておりますが、社会教育法上、位置付けられておりますので、法に合わせて区の要綱を改正させていただいて、文言としては「委嘱」という形にさせていただきたいと思っております。

それから、(2)地域コーディネーターの遵守事項、解任事項の明確化。これは、今まで明記されてい wasn't でしたが、明確化したいと考えております。

①遵守事項としては4項目。

アとして、地域コーディネーターの活動範囲を逸脱する行為、これはしてはならない。

イとして、学校、児童生徒、保護者等の信用を傷つけるような行為、これはしてはならない。

ウとして、知り得た個人情報等、守秘事項について、退職した後も漏らしてはならない。

エとして、教育委員会、学校が求める事項に反してはならないという4項目でございます。

それから、②解任事項としては3項目。

アとして、①で申しあげました遵守事項の規定に違反したとき。

イとして、心身の故障のため、活動に支障があるとき。

ウとして、本人から申出があったときという3項目でございます。

(3) 研修についての努力義務化でございますが、入門研修の受講、これを努力義務化ということで、実質的に皆さんに受講していただこうと考えております。

(4) 身分証の発行です。

地域コーディネーターの方は、色々と渉外活動を行いますが、これを円滑にできるように身分証を発行させていただきます。

(5) コミュニティ・スクール委員会との連携ということで、コミュニティ・スクール委員会において、ここに記載があります①、②、③の事項について、校長・副校長と調整のうえ、協議を行っていただくことを予定しております。

①として、学校支援地域本部の前年度の活動実績。

②として、当該年度の活動状況。

③として、次年度の活動計画という3項目で協議を行っていただくことを予定しております。

(6) 活動謝礼単価につきましては、現在のところ確定には至っておりませんが、現行の1時間当たり900円を、1時間当たり1,000円に引き上げさせていただきますことを、内々に予定しているところでございます。

3、今後の予定ですが、改正そのものは平成31年4月1日施行の要綱改正で対応していきます。

それから、この件に関しましては、1月18日の代表校長会、2月6日の学校支援地域本部連絡会、2月13日の定例校長会、2月25日、26日の学校支援地域本部実施校会議において、順次、関係者の方々に説明を行って、実施したいというところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

私からですが、2、改正内容の(3)の研修というものが、とても重要だと思うのですが、研修の内容については、どのようなイメージをお持ちでしょうか。

地域教育力推進課長　　まずは、地域コーディネーターとして必要な基礎的な知識等を学んでいただこうと思っております。

それから、それ以外でも、研修としてはタイムリーに、その時々で学校で課題になっていることや、例えば今年度で言えば、障がいについての理解を深めていただくことなど、テーマを決めて実施するということを予定しておりますので、私どもで提供させていただける研修について、今までは義務化しておりませんが、色々と協議をさせていただいたうえで、良い内容の研修を提供してきたいと思っております。

教 育 長　　できれば、耳からの情報だけではなく、パイロット的に進んでいる学校支援地域本部の様子を実際に見学に行くことなども上手く絡ませていただくと理解が深まるのではないかと思いますので、ご検討ください。

地域教育力推進課長　　学校支援地域本部ができて10年が経ちますので、だいぶ歴史に違いがございます。

今、教育長からお話があったことも考慮したうえで進めていきたいと思っております。

松 澤 委 員　　今後の板橋区コミュニティ・スクールを考えると、地域コーディネーターの役割というものが非常に重要になってくるのではないかと思いますので、このような形で、地域の方々に役割の周知をしていただくのが良いと思っておりますので、ぜひ活動を広げていただければと思っております。

謝礼の件で質問ですが、1カ月当たりの上限などの規定はあるのでしょうか。

地域教育力推進課長　　謝礼につきましては、1時間当たり1,000円ということですので、1カ月当たりの上限などは決めておりませんが、予算上、どうしても制約が出てきてしまいますので、実質的にはそこが1つの目安になるのではないかと思います。

これについては、他区の状況も色々と調べさせていただいたのですが、一日当たりの金額など、区により様々な決め方をしております。ただし、板橋区の現行の1時間当たり900円という金額はあまりにも少なく、これは最低賃金を下回るような基準ですので、そこは財政当局と色々と調整させていただいて、少し上げられるようにということでやらせていただいたところでございます。

上 野 委 員　　先ほど教育長が言われた研修について、これまでの様々な経緯があるのだと思いますが、努力義務化ということで、「努力」とつけるのはなぜでしょうか。

地域教育力推進課長　　規定上は努力義務化ということですが、私どもとしましては、実質的には義務化だと捉えております。ただし、色々な事情もあり、日程の関係で上手く調整がつくかどうか分からない部分もございますので、規定上のおり、努力義務化と呼ばせていただいております。

ただし、実質的には皆さんに必ず来ていただくような努力を、私どももさせて

いただきますし、地域コーディネーターになられた方には必ず来ていただくようお願いをしようと思っております。

上野委員 皆さんにも色々な事情が恐らくあるのだと思うのですが、「努力義務化だったら受けなくても良い」という考え方をされる方もいるのではないかと危惧しております。

区として行う業務としては、義務化にしておいて、ある程度の猶予期間、例えば2年以内や3年以内などというものを持たせるというくらいが、必ず受けってもらうという方針としては良いのではないかと思います。

代理出席を可にしたら、ほとんどが代理出席になってしまったなんてこともよくあります。

実際の狙いとしては、本人に必ず来てもらいたいというところだと思うのですが、やはり「努力」という言葉がつくとどうなるのかという感じがしております。

地域教育力推進課長 上野委員からのご意見も参考に、規定化するときには検討したいと思います。

高野委員 質問なのですが、3、今後の予定について、2月6日に学校支援地域本部連絡会、2月25日、26日に学校支援地域本部実施校会議という2つの会があるのですが、どのような方々が集まって、どのような目的で開催しているのかを教えてください。

地域教育力推進課長 全校実施になりましたので、基本的にはどちらの会にも同じようなメンバーが集まってくるわけですが、2月6日の連絡会については、例年、秋に行っていた勉強会が、今年度は、来年度からコミュニティ・スクール等がほぼ全校で施行されるということもあり、時期をずらして開催されるものです。

どちらかといいますと、この連絡会については、区からの依頼事項や研修に係る事項などについて、開催させていただいております。

一方、25日、26日の実施校会議については、各学校で色々な事業等を実施されていますので、その内容を発表したり、課題に対応するための有効な方法を学んだりといった内部勉強会という位置付けの意味合いが強いものです。

高野委員 開催時期がとても近いので、先ほど上野委員からご指摘があったように、研修などには皆さんに出ていただきたいと思うので、この2つの会議がどのような内容なのかによって、整理して1回にまとめられるようであれば、効果を上げるためにも時期などを検討していただくと良いのではないかと思います。

地域教育力推進課長 先ほど申し上げましたとおり、2月6日の連絡会については、本来、秋に開催するものをずらしてこの時期になりましたので、また、来年度は秋に開催する流れに戻るかと思います。

また、この2つの会議については、どのような内容で実施したのか、別途、資

料等をお送りさせていただき、ご紹介したいと思います。

高野委員 ありがとうございます。

教育長 研修の重要性というところは、共通して認識していると思いますので、さらに検討を重ねてもらいたいと思います。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 板橋区コミュニティ・スクール（iCS）導入に向けたコミュニティ・スクール推進委員会の設置と3つの機能について

(地-2・地域教育力推進課)

教育長 それでは、報告5「板橋区コミュニティ・スクール（iCS）導入に向けたコミュニティ・スクール推進委員会の設置と3つの機能について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、資料「地-2」をご覧ください。

板橋区コミュニティ・スクール導入に向けたコミュニティ・スクール推進委員会の設置と3つの機能ということで、2020年度からコミュニティ・スクールを全校で実施するということになっております。

このコミュニティ・スクール委員会の役割としては、記載のとおり、3つの機能ということで、学校運営の基本的な方針を承認する、教育委員会等へ学校運営に関する意見の申し出ができる、教員の任用に関する意見の申し出ができるというような3つの機能を有していて、教育の当事者として学校運営に非常に深く関わるものでございます。この3つについては、法律に基づいての行為ということになります。

来年度、コミュニティ・スクール推進委員会で試行的に運用して、色々と改善していこう、検証していこうということを含めて、より良いコミュニティ・スクール委員会の運営になるように、今回は3つの機能について、1つの案として教育委員会にお示しするというものでございます。

そのうえで、まず、記書きにありますように、1点目は学校運営の基本的な方針の承認です。これはコミュニティ・スクール委員会の必須項目という扱いになります。

それから、2点目は学校運営に関する教育委員会、校長への意見の申し出。

それから、3点目は教員の任用に関する教育委員会への意見の申し出。

この2点目と3点目については、必要に応じて申し出ることができるというような、いわゆる「できる規定」であり、任意の申し出ということになります。

資料の2ページをご覧ください。

1 点目の学校運営の基本的な方針の承認でございます。

はじめに、1、基本的な方針とはということでございますが、次年度の学校経営方針・学校経営計画・教育課程の基盤となるような教育目標ということで、教育課程届出第1表の内容、四角囲いの(1)(2)(3)とございますが、これらを予定しているところでございます。

それから、2、承認時期についてですが、次年度の教育課程に関わるものですから、具体的には1月から2月のコミュニティ・スクール委員会において承認をしていただければと思います。

それから、3、承認方法についてですが、これは教育委員会で決めた様式によって、書面で承認を行っていただくこととなります。

それから、4、承認に係る書面の保管についてですが、原本そのものは学校保管ということで、コミュニティ・スクール推進委員会で保管していただいて、写しを地域教育力推進課に送付してもらうことを考えております。

それから、5、学校経営方針及び学校経営計画の作成並びにコミュニティ・スクール委員会の確認についてですが、この基本的な方針を受けて、具体的な教育活動に係る学校の経営方針と経営計画を作成するわけでございますが、承認を得た基本的な方針に基づいて校長が作成して、当年度の1回目のコミュニティ・スクール委員会において、委員に確認していただくということでお願いしたいと考えております。

それから、6でございますが、これは校長に人事異動等があった場合には、新しい校長が基本的な方針について確認をしていただいて、なおかつ、2～3月には教育課程届出の作成・提出がなされていますが、その内容について、新しい校長とコミュニティ・スクール委員とで確認を行って、その後、新しい校長が当該年度の経営方針、経営計画を作成して了承を得るということを記載させていただいております。

資料の4ページをご覧ください。

2 点目、学校運営に関する教育委員会又は校長への意見の申し出でございます。

はじめに、1、学校運営とはということでございますが、四角囲いに6つの項目が書いてあります。

1、教育目標及び学校経営方針に関すること。2、教育課程の編成に関すること。3、学校内の組織編成・教職員の配置に関すること。4、予算の編成及び執行に関すること。5、施設、設備の管理及び整備に関すること。6、1～5に掲げる事項の前年度運営実績に関すること。以上の6点を学校運営とさせていただこうと思っております。

それから、2、教育委員会又は校長への意見の申し出についてですが、(1)申し出ができる意見の範囲についてということで、どこまで教育委員会、あるいは校長に意見を申し述べるができるのかという範囲ですが、申し出に関する範囲については特段の定めはなく、前述の6点に関してはご意見を出していただきたいという案でございます。

(2)申し出の方法についてですが、①教育委員会宛の意見については、書面

により申し出を行うということで、透明性を担保したいと考えております。

それから、②校長宛の意見については、コミュニティ・スクール推進委員会の会議の中に校長も入っておりますので、口頭で会議の中で申し出を行ってもらおうという形で十分ではないかと考えております。

(3) 申し出の時期についてですが、2019年4月以降、随時可能ということを考えております。

(4) 申し出に対しての回答の方法及び時期についてですが、①教育委員会に上がってきた意見については、教育委員会で担当課に振り分けて協議等を行ったうえ、書面により、各学校にありますコミュニティ・スクール委員長宛てに回答するというところでございます。

それから、②校長に上がってきた意見については、各校長が速やかにコミュニティ・スクール委員会に回答するというを予定しておりますが、どうしても回答が即座にできない、あるいは複数の会にまたがるような意見の場合、調整が必要になってまいります。

その場合、回答に時間を要しますので、回答が調った段階で、随時、教育委員会から学校のコミュニティ・スクール委員会に回答したいというのが今の考え方でございます。

資料の5ページに図式化したものについて、載せさせていただいております。

続いて、資料の6ページをご覧ください。

3点目、教員の任用に関する教育委員会への意見の申し出でございます。

これについては、2020年4月1日異動者を対象とした、コミュニティ・スクール教員公募ということでスタートさせていただきたいと考えております。

はじめに、1、教員の任用に関する意見とはということでございますが、学校の課題解決、あるいは教育の充実のために校内体制をどのようにしていけば良いのかという観点からご意見をいただくというものでございます。

(1) についてですが、保護者、あるいは地域の意見を学校の運営に反映し、学校運営を充実していくために行うような教職員の任用ですので、採用、昇任、転任ということで、分限処分等については、ここの中に含めることは考えておりません。

それから、(2) についてですが、この任用に関して意見を出すに当たって、校長が日頃からコミュニティ・スクール委員会に対して、学校のビジョン、あるいは体制について十分に周知、理解を得ていただかないとなかなか意見が出てきませんので、このような点につきましても会議の中で重要だということでお伝えさせていただきたいと考えております。

それから、(3) についてですが、任命権者は地域の実情等を踏まえて、コミュニティ・スクール委員会からの意見を尊重するように努めることが求められますが、任命権者の任命権そのものをこの意見の申し出によって拘束するというようなものではないということは、あらかじめこの中で示しておきたいと思っております。

それから、(4) についてですが、市区町村教育委員会の内申権、校長の意見

具申権といったものについては、今までと変わりはないということでございます。

また、この規定に関しては法律上も「できる規定」ということで、これを実施するかどうかについては、各コミュニティ・スクールの委員会でご検討いただくということになります。

2、コミュニティ・スクール推進委員会の意見が反映できる人事要望についてですが、資料の8ページにあります。公立小中学校教員公募（コミュニティ・スクール教員公募）に基づいて行うという形になります。

3、公立小中学校教員公募とはということで、同じようなことが記載されております。

資料の7ページ、4、教員の任用に関わる意見の具体例についてですが、ここには具体的には書いていませんが、例えばIT教育を進めたいので、ITに強い方をぜひ学校に配置していただきたい、あるいは外国人が多い、もしくは外国語教育を充実させたいので、外国語が得意な方を求める、あるいは部活動を強化したいので、それに合うような人材が欲しいといったようなものが実際に出てくるのではないかと想定をしているところでございます。

5、意見の尊重についてですが、任命権者は、コミュニティ・スクール委員会からの意見が出された場合は、できる限りその内容が実現できるように努力していくということですが、実質的に担保できるのかどうかについては、その時々によって変わってくる可能性もあります。

ただし、意見と異なる人事を行う場合には、合理的な理由がなければ基本的には意見に沿った人事ということになりませんので、説明を逐次、きちんと任命権者サイドにも求める必要があると考えているところでございます。

6、教員の任用に関する意見の申し出についてです。

(1) 申し出ができる内容についてですが、一般の教員の任用に関することに限ります。

(2) 申し出の方法についてですが、①公立小中学校教員公募、これによって、②学校運営協議会人事要望ということで、コミュニティ・スクール委員会から出された意見について、教育委員会が答えるというものになります。

(3) 申し出の時期についてですが、これは教育委員会から、この時期にお願いしますということで通知をします。それに合わせて出していただくことになります。

(4) 申し出の開始時期についてですが、2019年4月以降ということでございます。

資料の8ページについては、公立小中学校教員公募についてということで、要綱を載せております。

資料の9ページについては、公立小中学校教員公募に係るスケジュールということで、4月からのスケジュールを記載しております。

これを1つの柱として、3つのコミュニティ・スクール委員会の機能について、対応していきたいと考えております。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 基本的には非常におもしろいアイデアだと思いますし、ぜひ実践してもらいたいと思っているのですが、少し気になったのが、資料1の「校長が作成する学校運営の基本的な方針の承認」というところです。

ここに教育目標ということで四角囲いがある、ここで目標とは何かということが3つ挙げてありまして、2つ目に「学校の教育目標を達成するための基本方針」とあるのですが、教育目標があって、「目標を達成するための」というところのくだりは、恐らく、ここにアクションプランを書きなさいという認識だと思うのですが、そうすると、ここでは「方針」というよりは、「方策」というべきなのではないかと思っています。いわゆる「PDCA」というサイクルがある以上、1年間の中で、毎年この目標を立てて、それをどうやって実現するのかという方法案を示して、その中で優先順位がどこにあるのかを、この3つで掲げることだと思っているのですが、そうすると、この2つ目のものが何となく目標の目標ということに、文章的になっている気がします。

これが具体的な方策を意味するものだということであれば、問題ないのですが、目標をもう少し具体的にするという意味合いのものですと、実質化ということが本当にできるのかと疑問を持ったので、ご意見を伺いたいと思います。

指 導 室 長 ご意見いただきまして、ありがとうございます。

こちらの四角囲いの横に、教育課程届出第1表という表記がありまして、実際にはこの後に第2表、第3表と続いています。その中で、具体的な個別の各教科等の指導であったり、生活指導であったり、また、その中で具体的な取組についても述べてあります。

そうしたものを総括的にどのような方向性で捉えていくのか、また、やっていくのかという「基本方針」という言葉をこの場では使わせていただいております。

また別途、本表以外にも補助資料で各種資料を学校でつくっていただいて、いつ、何を、どのように取り組むのかということを具体的に示していく、その大きな方向性を示すものということで、言葉としては「基本方針」ということで使用しております。

青 木 委 員 分かりました。それでは、内容的には問題ないということによろしいのですが、国の委員会などでも、このような法律の改正などを行うときに、必ずパブリックコメントをとるわけですが、そこでコメントがつく大半が具体的な方策の部分なので、コミュニティ・スクールでもこのようなことをやりますといったときに、同じように具体的な方策の部分に皆さんから意見が上ってくることが多いのではないかなと思っているので、基本目標というところでは、総論賛成という意味合いで、皆さんから意見が出てくることはあまりないのではないかと考えています。ですから、その辺りを機能させるという意味では、今おっしゃったような、具

体的な方策のところをたくさん議論できるようなサイクルをつくるという実質化をぜひ目指していただきたいと思ひまして、意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

指導室長 ありがとうございます。

教 育 長 そうした意味では、この教育課程届出第1表というものが、一体どのようなものなのかという内容を記載すると良さそうですね。

指導室長 そうですね。

高野委員 私は、資料の4ページ、2の意見の申し出についての、(4)回答の方法及び時期についてというところで、②校長への意見(回答)というところで、校長への意見の回答が、「委員長(校長)宛速やかに回答する」となっているのですが、具体的には、校長に対する意見が、委員長である校長に回答するということになるので、この辺りが実際にはどのようなことなのでしょう。これは委員会の中で校長に対するご意見が出た際、そのご意見に対して、校長が委員会に回答するというようなことなのでしょう。委員長すなわち校長という場合、この辺りがよく分からない、イメージがしづらいと思ひました。

地域教育力推進課長 機能の中の1つなので、教育委員会と校長への意見申し出ということで書かせていただいたのですが、今の予定でいきますと、委員長は校長、それで、その委員長としてまとめ上げた際に、校長への意見が出ている場合、校長としての校長が、その意見に対して、どのように実現していくのか等について検討して回答するということになります。

実際には、会議の場に同じ方が出ておりますので、このような意見募集というのはあまり想定していないのですが、立場が2つございますので、あえてこの部分で、校長へ意見が出た場合には、校長としてコミュニティ・スクール推進委員長宛てに回答しますというようなことで、ここは書かせていただいているという状況でございます。

ですから、あえて書面でなくても、会議に参加して、常に意見を聞いていたものをどう対応するのかということをお頭で回答しますので、実際にはこのようなことは行われずに、そのコミュニティ・スクール委員会の中で常に解決されるものだと思ひは理解しているのですが、一応は校長に対して、あるいは教育委員会に対しても意見を申し出ることができるので、ここでは書き分けをさせていただいたということなんです。

高野委員 実際には委員会の中で、意見も文章ではなくて、お頭で校長に対するご意見やご希望が出されて、それを校長としての立場で受け止めていただいて、それに対する答えを校長がなさるということになり、委員長宛てというよりも委員会宛て

の回答というようなイメージになるということですね。

地域教育力推進課長 そのとおりです。

資料の4ページ、2の(4)の②については、今お答えしたとおり、同じ方が違う立場で、自分で質問を受けて自分で回答するというようなことを想定して記載させていただいております。

高野委員 分かりました。

教育長 例えば出てきた意見に対して即答できずに、整理し直して、きちんと回答し直すというようなイメージでよろしいですか。

地域教育力推進課長 実際に意見に即答できる場合は、恐らくこの会議の中で対応が済んでしまうこととなります。一方で、教育委員会等との協議が必要なケースも中にはあるかと思っております、そういうものしか想定はしていないということとなります。

上野委員 例えば、このような資料は、今後、具体的にはどのような形で外に出ていくことになるのでしょうか。この最終的な方策というものが、どのように伝わっていくのかに興味があります。

というのも、私が思うには、まず、この資料の3ページの中段の四角囲い、校長が学校経営の最高責任者という部分、ここを大きく強調していただきたいというのが1つ。また、私は何か違和感があったというのが1つあります。

それと、同じように資料の5ページの図の校長の下の四角囲いの中に1、2とありまして、1のところ、「意見を職員会議等で共有」という表記があります。

私自身、1教員の方が多かったので、教員って何なのかと思う部分がありまして、例えば、校長にはなりたくないなど考える方もいると思います。校長の責任というものは非常に大きいと思いますし、校長は教員からも外部からも突き上げを食うことが多い立場なのかと思っていて、逆に、ここにあるように、校長が教職員会議でその情報を共有するといっても、なかなか教員に伝わることは難しいのではないかと思います。

もう少し、教員を巻き込んだ図式にさせていただいて、キャッチボールができるような状態でないといけないのではないかと思います。校長、副校長のリーダーシップというものはもちろん必要なものですが、それが行き過ぎたものになってしまっただけではいけないですし、一番は教員とのマッチングが上手くできるかどうかというところで考えていくと、少し一方通行気味な表現になってしまっているのではないかと思います。

それでは教員の位置付けというものは何なのかというところですが、学校自体、校長が変わるたびに方針が変わるような状況ですと、長年そこに勤めている教員にとって、ついていけないと思ってしまうような状態もあると思うので、もう少し

し強調していただくところと、1 教員とのキャッチボールができるような図式となるように少し工夫していただけると良いのではないかと感じました。

地域教育力推進課長

今いただきましたご意見について、ある意味ごもっともだと思っております。コミュニティ・スクールは、その地域の方やコーディネーター、校長だけで構成されて動くものではございません。実質的には、当該学校に勤められている方々も含めた皆さんで情報を共有して、初めて実現するものだと思っております。先ほどお話のありました、校長の下に、1、2と内容を書いてございますが、コミュニティ・スクールでの話合いというものは、経過から含めて、各学校で、常に、今このようなものが話題になっているということを、校長を通じてお知らせいただいて、それがどのような結果になるのかも含めて、最終的には全教員に知らしめたうえで、学校全体の目標を決めて進めていただくというようなことで、ここには記載させていただいておりますので、実質的には、このように書いてあることについて各学校で校長から会議等を通じて知らしめるものと私どもも思っておりますので、間違いなく進めるようにさせていただきたいと思っております。

教 育 長

私が昨年度からずっと地域教育力推進課にお願いしているのが、プレゼンの資料を、シナリオも含めて作り上げて、どの学校、どの校長でも同じ言葉を発せられていくというような資料、例えば、コミュニティ・スクールとは何かというものと同時に、今、上野委員がおっしゃったように、この内容についても、紙ベースで渡されても分かりづらいと思うので、そうしたプレゼンの資料をきちんと今年中に仕上げしてほしいとずっと言い続けていますので、ぜひ実現できるようお願いしたいと思っております。

松 澤 委 員

この資料も含めてなのですが、まず、コミュニティ・スクールというものを地域の方はまだ今の段階では、十分にはご理解いただけていないと思っております。周知しながらやっていくという意味では、先ほどの学校経営のところは、学校運営協議会というものが今まであって、それで校長が承認いただいてやっておられる形と同じようなことは考え、聞いていたのですが、コンセンサスといいますか、合意形成の仕方が、今度はコミュニティ・スクール委員会になると、参加する人が増えていくので、今までの方針と違う意見の方も出てくるのではないかと思います。

そうしたときに、先ほどのご意見が出るという、青木委員もおっしゃっていたような、活動に対して細かいご意見が出たときに、校長がお持ち帰りになって、それで、また改めて校長の意見を言うというようなお話もあったとは思いますが、コミュニティ・スクール委員会で基本的には決めるという合意形成の仕方をとらないと、何かおかしな方向に進んでしまわないかと危惧しております。

民間の一般的な考え方としては、校長が一任して決めるということではなく、コミュニティ・スクール委員会の中で決まったことという形で、この学校はこのような方針でいきますということを周知する。それが1年単位で変わってしまった

ては困りますが、一方で、10年、20年変わらないというのもまた困るのではないかと思っていて、変えるタイミングもそのコミュニティ・スクール委員会で決めていかれた方が良くと思いますし、変えないこと、ずっと伝統的にこの地域やこの学校はこうしたものが特徴だというのは変えないでずっと続けていくという、それもまたコミュニティ・スクール委員会で話し合っ、例えば、校長が異動しても、この学校のこれだけは変えないでほしいという地域の意見があったら、それは永遠に変えないようなこともできるのが、コミュニティ・スクール委員会の良いところなのではないかと思っ、その辺りも含めた合意形成の仕方、このようなプレゼン資料をつくるうえで、先ほど上野委員がおっしゃっていたような、校長が学校経営の最高責任者だということで、その校長にのみ責任がいてしまうよりも、コミュニティ・スクール委員会で色々なところの代表の方が話し合っ結果、こうなっという方が地域としては受け入れやすいですし、校長は校長以外の教員の方に、決まっ内容を上手く伝達しながら、学校経営を進めていただくように力を入れていただければと思います。

実際、校長が決めていない事例などもあるのではないかと思いますし、校長自身は、実際こうではないと思っ、地域のご意見でこのような形になるということも往々にあるので、そうしたことは校長というよりも、コミュニティ・スクール委員会でこのようになったという形、新しい校長が入ってきたときに、校長よりも昔から勤めている教員の方が事情をご存じだというケースも多々あると思うので、そうしたことで校長と教員のコミュニケーションが上手くいかないというようなケースも、学校を回っ、何うこともあるので、そうした面では、上野委員がおっしゃっていたような形で、教員の先生たちも、この学校はこうだということは、コミュニティ・スクール委員会の中で決まっものであるのであれば、それを校長が新しく来ても、方針を変えてやらなければいけないということは、少なくとも1年間はなくなるということで、負担もなくなると思いますので、その辺りも含めて、合意形成の仕方、どうやって合意をとっ、いかんのかということ、まず、コミュニティ・スクール委員会に参加される方、先ほどお話があっ学校支援地域本部のコーディネーターもそうなのですが、参加される皆さんが、コミュニティ・スクールに参加する重要性というもの、学校の経営方針を決める立場であるということをお伝えしながら、もう少しアピールしながらやっていただけると良いのではないかと思っ。

この内容自体は、大変難しいので、簡単にもう少しこれとこれとこれというような、もう少し少ないボキャブラリーといいますか、簡潔に説明しながら、内容の細かいところについては、その都度、会議や研修などで深くやっていければ良いのではないかと思っ。

教 育 長 ありがとうございます。
 そのほか、いかがでしょうか。

青 木 委 員 今、松澤委員がおっしゃったことはとても大事な話だと思います。合意形成が

できれば、色々なところで色々な意見が出ているものを一本化して、それで校長にぶつけるというような先生方のお話があるので、それをプレゼンでこの資料を見せるときに、そこの本質部分が地域の方に本当に分かっていただけるような、これは国の委員会においても、必ず内容が簡潔に伝わるような、パワーポイント1枚くらいにまとめるようなことをやっているの、概要版をつくって説明していただくと良いのではないかと私も非常に強く感じました。

ぜひ、よろしくお願いします。

地域教育力推進課長

2月の中旬に、各地域の代表者が集まる会議が区役所でございます。

そこで、コミュニティ・スクール等について私から説明をさせていただいて、そのうえで、各地域に入って、コミュニティ・スクールに関わるような方々のところで、具体的なお話を来年度にはじっくりとさせていただきたいと思っております。

ご理解していただいたうえでご参加いただけるように努力していこうと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ラーニングピラミッドという論があって、聞いているだけでは頭に入っていないというお話です。要は、学校の現場が地域や保護者に伝えるという、そういうプロセスを経ない限り、現場の理解は深まっていかないので、教育委員会側が校長に伝える、あるいは地域に伝えるというプロセスも大事で、それと同時に、学校側が保護者や地域に伝えるというプロセスを経ないと、なかなか周知していかないという意味では、今、委員の皆さんからもお話が出ているように、その資料をきちんと、学校に任せるのではなくて、教育委員会が作り上げて、それを同じことをどの学校でも言えるような環境づくり、先ほど申しあげましたような資料づくりを、ぜひ、簡易な言葉を使ってという言葉も出ましたので、その辺りも配慮しながら、今までつくってきているものを上手く活用して、簡潔で分かりやすい資料をつくり上げていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

上 野 委 員

最後に参考までにお聞きしますが、先ほどの資料の「地-1」のところに戻りますが、平成31年1月1日現在で、225名の地域コーディネーターがいるわけですね。これがまた平成32年、2020年度からコミュニティ・スクールの導入していくわけですが、将来的には地域コーディネーターの規模は何人くらいになる見通しでしょうか。

地域教育力推進課長

1校当たり地域のコーディネーターが何人というような決め方をしております。学校の応援団になりますので、適任者が見つければどんどん増やしていただけるように、今のところ考えております。

そのような意味では、上限というところでは設定していないところです。

上 野 委 員

予測としては、大体どのくらいになる見込みでしょうか。

地域教育力推進課長 1校当たり3人くらい、今、多いところでそのくらいですので、ほぼリミットに近くなってきているのではないかと考えています。

ただし、今年度スタートした13校についてはまだまだ人数的に少ないので、あと100人程度ではないかという感覚でございます。

上野委員 合計すると300人程度ということでしょうか。

地域教育力推進課長 300人から400人の間くらいがいいところではないかと思えます。

年齢の高い方もいらっしゃいますので、おやめになるなど、色々なケースがございますので、もしご推薦いただけるような方がいらっしゃいましたら、お教えいただきたいというところです。

上野委員 人数によって、各校のばらつきということではなくて、統一した指導が、先ほどのプレゼンにしても、ばらばらでプレゼンをするのか、人数によってまとめてできるのか、先ほどの義務化というところの問題がありましたので、定期的に、区として何かその部分が、校長の負担ですとか、校長と教員との問題点ですとか、地域と校長との問題点ですとか、ここを上手くやるための問題だと思えますが、1つ間違えれば、校長が変わるまで我慢しなくてはならないというところが起きてくるのではないかと考えています。

そこで一番犠牲になるのは、結局のところ、児童・生徒ですから、そういう点を考えていくと、人数によっての研修の仕方なども考えていかないといけないのではないかと思い、人数を確認させてもらいました。

地域教育力推進課長 ありがとうございます。

高野委員 コミュニティ・スクールについては、書類などを見ていても、なかなか実感としてイメージが湧かなくて、先日、成増小学校のコミュニティ・スクール委員会に行ってみて実際に会議の様子を見ることができ、とてもよく分かりました。色々な学校に行きますが、学校によりコミュニティ・スクール委員会のあり方も様々に異なっている印象を受けました。

来年度から始まる学校の校長先生方やコーディネーターの方も勉強に見えていて、ちょうど学習会をやっていらっしゃる時期だと思うのですが、こうした書類ですとか、事務局からのプレゼンですとか、そうしたのも大事だと思うのですが、実際に、学校を見ていただくということがとても大事ではないかと思えました。

そうした中で、例えば先ほどからお話の中に出てきている、校長が中心である、責任者であるというようなことも、見ていてそれがとても大事なことだという意味で実感しましたし、校長の発言の後ろ側には、職員会議で話し合ったり、また、色々な話し合いを経てご意見を出したり、このような基本方針を考えられたりなど

していることも見えてきているので、この書類だけで理解してもらおうというのはとても難しいと思います。

今回、コミュニティ・スクール委員会の日程表が事務局から配られまして、それをご覧になって、校長先生方も見に来て、勉強にいらっしゃっているのですが、そのような情報をこれからも、すでに実施している10校の動きなどを来年度ももっと追っていけるようにして、書類からだけではなくて、実際に行って、また傍聴する中でも、運営に関する質問の機会などが設けられるように、現場からの支援もしていただければと思います。

地域教育力推進課長 コミュニティ・スクールについては、個人の情報にかかるもの以外は基本的に公開ということにさせていただいております。

そうした中で、各学校で実施する際は、地域の方々にも、いつ実施するかということが分かるような形でお知らせしていただくようお願いしております。

たくさん傍聴していただき、実際、コミュニティ・スクールができるとどのように変わるのかということを知っていただきたいと思っていますので、高野委員からお話がありましたようなことについては、区の教育委員会としても、積極的に実施等についてお知らせするなど、色々と工夫していきたいと考えております。

教 育 長 よろしくお願ひします。

これだけ審議を重ねている教育委員会でもこのような声が出ているということを受けとめていただいて、周知方法等についてもご配慮いただければと思います。

地域教育力推進課長 1点、最後に確認といひますか、この3つの機能の中で、教員の任用に関する意見の申し出について、少し補足で説明を加えますと、人事に関して、板橋区の場合、指導室と東京都の教育委員会のやりとりを中心にやられておりますが、任用そのものの権限について、これは都費負担教職員でございますので、東京都が採用や昇任、転任という権限を基本的には持っておりますので、そこに対して、指導室を通じて意見を伝えていく、これが具体的な手続になりますので、この辺りは勘違いしないいただきたいということをお願いさせていただきます。

指 導 室 長 今回の説明の補足となりますが、あくまでも、コミュニティ・スクール委員会が意見を言えるのは、学校の設置者ということで、あくまでも板橋区教育委員会に対して、人事配置について意見を言うことができるという規定です。

私どもが東京都に、昇任や採用について各学校のコミュニティ・スクール委員会から上がった意見を伝えるというような仕組みではないということは、誤解のないようにしていただければと思います。

よろしくお願ひします。

○報告事項

6. 新たな中央図書館の整備に向けた平成30年度の取組状況について（第2回）

（図－1・中央図書館）

教 育 長 それでは、報告6「新たな中央図書館の整備に向けた平成30年度の取組状況について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 中央図書館よりご報告いたします。

今回の報告につきましては、第1回で9月までの検討状況について報告したところですので、後期の取組状況についてお話しするものでございます。

現状といたしましては、2つ要素がございまして、1つは、設計を踏まえての工事概要を取りまとめたもの。もう1つは、設計と並行いたしまして検討してまいりました事業サービスについての報告となります。

まず、改築工事概要につきましては、資料「図－1」でございます。

資料の1ページから6ページまでにおいて、1、新たな中央図書館についてとまとめております。

資料の3ページからの配置図、平面図をお示しする中で、説明を加えながら解説したいと思います。

資料の3ページをご覧ください。

新しい中央図書館は、常盤台四丁目にごございます板橋区平和公園内の東側の一角に建設の予定でございます。

配置図のとおりとなっております。

資料の次のページをご覧ください。

ここからは、施設の内部の平面図となっております。

地下1階については、職員が入ります事務室並びに閉架図書を保管する書庫、また、右側のところには、利用者も含めた駐車スペースをしつらえております。

同じページの下、1階の平面図をご覧ください。

こちらは、にぎわいのある空間ということをモチーフの1つとしまして、児童エリア、また、ポローニャ子ども絵本館を併設するエリアでございます。

新しい機能としましては、おはなしの部屋といった読み聞かせができるスペースですとか、ポローニャ子ども絵本館の併設において、ポローニャ市との友好の証でもあります、ポローニャギャラリーのしつらえなどもこちらにございます。

平面図右側にはいたばしギャラリー、いたばしラウンジがございます。

いたばしギャラリーについては、会議や講座などができるスペースとしてのしつらえ、また、いたばしラウンジにつきましては、カフェの運転を予定しております。

資料の次のページをご覧ください。

2階の平面図になります。ここには一般開架、いわゆる図書館機能の一般的なところがしつらえてあります。

右上のYAコーナー、こちらについては、青少年が居場所として活用できるエリアを予定しております。

その上の学習室C-1、2となっておりますが、こちらも10代のYAの方が利用できるようなスペースを考えております。

その左側にあります多目的室、こちらにつきましては、後ほど説明させていただきます図書館サポーターなど、図書館で活躍していただく地域の人材などが利用できるスペースと考えております。

また、平面図中に文字では記載されておりませんが、2階の中には視聴覚、CDやDVDの視聴などができるスペースも考えております。

同じページの下の段をご覧ください。

3階の平面図になります。

こちらは、1、2階、開架と異なりまして、区民の書齋というテーマで、静かなスペースでの読書、あるいは学習ができるようなしつらえを考えております。

障がい者を対象としました対面朗読室ですとか、展示資料室、また、ここには記載はございませんが、地域資料、櫻井徳太郎文庫等の所蔵もこちらで予定しているところでございます。

資料の次のページをご覧ください。

4階の平面図になりますが、こちらは屋上の部分になります。

こちらのテラスでは、教育科学館との連携事業といたしまして、星空の観測などが通年でできるようなスペースとして、しつらえなどをして事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

資料の2ページにお戻りいただきまして、(3)工事スケジュールについてでございます。

2019年3月には施工業者と工事の契約を進めまして、4月から着工の予定でございます。

2020年秋からは、公園内の外構工事を実施しまして、2021年春に開館を予定しております。

なお、平和公園の利用団体に対しては、工事予定のお知らせをするなど、周知をしています。

続いて、2、検討内容の報告についてでございます。

資料の7ページをご覧ください。

まず、(1)児童・ボローニャ絵本館関係でございます。

(ア)「絵本のまち板橋」については、新しい中央図書館の1階部分の児童エリアのほか、いたばしボローニャ子ども絵本館の併設、「絵本のまち板橋」を目指して、世界の絵本の魅力を発信することを考えております。

絵本は子どもだけではなくて、大人にとっても魅力的な図書と言えます。そのような魅力も、この「絵本のまち板橋」を展開する中で広げていきたいと考えております。

本の配架などの見せ方、並べ方の計画もここで進めているところでございます。

さらに、個別事業といたしまして、調べ方案内(パスファインダー)の資料作成につきましては、先行実施事業として、来年度から実際に配布をしたいと考えております。

先行実施事業は、その他、野外のおはなし会なども予定しているのですが、試験的な取組としまして、ニーズのアンケート調査を小まめに行ったり、時間帯の工夫を行うなど、実施、検証も含めて考えてまいりたいと思います。

その他、（イ）教育科学館、（ウ）学校連携事業につきましては、引き続き、所管課との協議を進めてまいりました。また、アンケート調査などを学校に実施しまして、より効果的な支援などを検討し、新たな図書資料の購入、選定に反映させております。

続いて、（２）障がい者等サービスの関係でございます。

サービスの対象者を、新たに心身障がいの方や身体的理由を考慮したところで、宅配郵送サービスの対象者の拡大の検討を進めたところでございます。

こちらは、平成31年4月から利用ができるように、今、規定の改正を行っております。さらにデジタル録音図書の提供などの資料充実の検討もあわせて進めているところです。

次に、（３）図書館サポーター制度でございます。

図書館で活躍する人材の育成、支援に関する図書館サポーター制度の取組になります。

順次、新規登録を進めておりまして、31年4月からの新たな制度への移行に向けて、昨年7月以降、登録者には、人材育成のための講座などを開いて進めてきております。

12月末までに300名を超える方の登録を受け入れており、区内図書館、あるいは学校図書館での活躍にもつなげていきたいと考えております。

続いて、（４）青少年（ヤングアダルト）関係でございます。

こちらにつきましては、主に小学校高学年から中学生、高校生の利用について、どのような居場所となるのか、どのような企画ができるのかなどについて検討してまいりました。

近隣の小中学校とワークショップの実施を行いながら意見を収集するとともに、青少年が図書館で自主的な活動ができるようにといった検討を次の段階として進めてまいりたいと考えているものです。

続いて、資料の次のページをご覧ください。

（５）蔵書関係でございます。

こちらにつきましては、前回の報告から引き続きまして、購入、除籍が計画的に、順調に進んでいるところでございます。

一般配架につきましては、2階部分にある中央のインデックスエリアの配架資料として、資料の鮮度を重視したビジネス支援の書ですとか、新着図書などを常設テーマとして掲げるとともに、特集展示という形で季節ごとのテーマなどを設定した資料案内の充実を検討してまいりました。

（６）視聴覚関係でございます。

新たなサービスといたしまして、DVDの映像資料の個人貸出の実施に向けた資料選定を進めております。

また、2階には、先ほどご説明しましたが、視聴ブースを4カ所設置していく

予定でございます。

また、映画会については、ギャラリーを使った開催や、カフェとの連携企画などで新たな利用者層の獲得につなげるよう考えているところでございます。

続いて、（７）地域資料関係でございます。

３階のフロアに、板橋区コーナーの設置を検討しております。

櫻井徳太郎氏に係る資料や櫻井徳太郎文庫の紹介の方法については、所管の区政情報課と、引き続き協議をしてまいります。

また、公文書館が所蔵しております他の自治体の自治体史の資料の移管については選定が進みまして、２，０００冊あまりの移管がまとまるところでございます。

続いて、（８）新中央図書館のＩＣＴ関係でございます。

自動貸出・返却機、あるいは予約資料の受取システムといった、ＩＣタグを利用した機器の導入について準備を進めてまいりました。

今年度末までには、納入事業者をプロポーザルにより選定する予定でございます。また、その他の機器につきましても、開館までの導入の検討を進めてまいります。

続いて、（９）管理運営基本方針関係、あるいは（１０）広報・情報発信関係につきましては、事業サービスの検討と並行しまして、関連する運営方法や活用方法などについて集中的に検討していくもので、本館も含めまして、図書館全館を挙げて細かな事案を検討しているものでございます。

続いて、（１１）いたばしラウンジ運営事業者の選定についてでございます。

こちらは、昨年１１月に公募を行いまして、今月末には運営事業者を決定する予定です。

決定後に、改めてご報告させていただきます。

最後に、（１２）ネーミング（愛称）の設定につきましては、板橋区立中央図書館、さらにいたばしボローニャ子ども絵本館が併設されますので、これらの正式名称とは別に、新たな施設の目指すところのテーマなど、施設の特徴を踏まえた愛称を検討するものです。

開館に至る広報活動も兼ねて進めてまいりたいと考えております。

資料の９ページの３、取組状況につきましては、（１）区内での検討会議である検討会の実施のほか、（２）区民懇談会ですとか、資料の次のページの（３）上板橋第三中学校生徒等との意見交換の開催など、学識経験者や利用者などの協力を得ながら取組を進めてきたものでございます。

これから館内の検討、また、庁内の検討を進めていく中で、こうしたプロセスで得た意見はできるだけ生かしてまいりたいと考えております。

さらに、これからは連携事業の検討をさらに推進していくことがテーマになるかと思っております。

最後に、各工事の進行につきましては、近隣住民への配慮などを丁寧に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 様々な取組が予定されていて、期待しているところなのですが、そろそろ工事が始まってくるというお話ですので、近隣を含めて、安全に工事が進行していただくことを、一層お願いしたいと思います。

ますます近くの中学校との連携であったり、広報活動の仕方であったり、取組が非常に多岐にわたっているのも、その辺りもまた詰めていただいて、報告いただければと思います。よろしくお願いたします。

高 野 委 員 2つお伺いします。まず、資料の7ページ、(2)障がい者等サービス関係のところ、大活字本800冊を選定という記載がありますが、以前、図書館を訪れたときに、この大活字本があまり利用されていないというお話を聞きました。

活字が大きいので、本自体が重く、大きくなり、また、冊数も限られてくるので、利用される方が限定されてしまいますし、本の種類も少ないので、最初、動きはあっても、何年か経つと全く利用されなくなっているというお話を複数の図書館で聞いたことがありますので、この辺り、調べていただいて、音声読み上げ機や拡大読書器などを導入したり、また、これからデジタルの活用により読みやすくなるといったこともあると思うので、お伺いできればと思います。

もう1つですが、いたばしラウンジの運営業者の選定については、応募は何者くらいあったのか、差し支えなければ教えてください。

中央図書館長 まず、1つ目の大活字本と障がい者サービスを含めた資料の活用等につきましては、機器を活用する、対面朗読をご案内するなど、色々な手法もございます。

書架になかなか出していない状況もあろうかと思いますが、障がいのある方などに対しましても、新たな図書館が施設としてできる中でのアピールをしていくという機会として捉えていく必要があるのではないかと考えているところです。

教 育 長 大活字本800冊ということですが、何か基準があるのでしょうか。

中央図書館長 冊数の規定などはなく、また、設定基準などは定めていませんが、需要が多い資料を中心に集めているというところでの冊数です。

続いて、ご質問がありましたラウンジの運営事業者の選定状況についてですが、現在、一次選考まで終わり、2者の審査が済んだところで、月末にプレゼンテーションの二次審査をする予定という状況です。

青 木 委 員 連携事業のところでご提案なのですが、教育科学館との連携事業で、屋上で星を見る会を実施できるというのは、非常に良い取組だと思うのですが、できれば、せっかく新しくするのであれば、既存の天体望遠鏡で見るというのも良いのですが、最近ですと、トラッキング望遠鏡と呼ばれているものがありまして、国際宇

宙ステーションをそのまま追いかけていくようなもの、それから、明日打ち上げ予定のイプシロンで打ち上げる人工流れ星のようなものを観測するための自動追尾の天体望遠鏡も開発されています。

もし、このようなものを導入する余地があれば、比較的簡単なものですか、私どもの大学でも開発していて、もう設置をしているものもあるので、そのようなものをぜひ、可能であれば紹介させていただいて、天体観測の幅をさらに広げ、宇宙に興味を持つ子どもが増えるように広げていただけるとありがたいと思っています。

もし、そのような余地があるとすれば、検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

中央図書館長 この事業をどのように連携していくのかについては、教育科学館と協議をしていく機会を設けておりますので、その中でお話しできるのではないかと考えております。

青木委員 ぜひご検討いただければと思います。

上野委員 余計な心配で、あってもらいたくないと思うのですが、先ほど、高野委員のお話にあった、利用者が減っていくという状況から考えると、図書館ができるのが公園の中のスペースとなります。そうした面から、言葉は非常に難しいですが、来ていただきたくないような人たちが長時間いるというような状況が起こり、来館者が集まりにくくなるという問題も多々聞きますので、子どもたちが気持ち良く利用できる状態というものを考えると、その辺りの問題については、スタート段階でのルールづくり、または規制というものも考えていかないといけないのではないかと考えています。隣が公園ということで、そうした心配も考えられるのではないかと感じます。

板橋区の現状ということで、何カ所かの図書館に行くと、そうした状況から、他区の図書館を使っているというような話も聞きますので、新たな中央図書館ということで、このような良いチャンスはなかなかないと思うので、想定される問題については、今から整理しておいていただき、良いスタートが切れるよう願います。

中央図書館長 利用の仕方の部分については、細かな部分も含めて、長年の課題もあります。確かに施設を新しく一新する中で、地域図書館も含めて見直しを図る時期でもあると思っています。

資料の8ページの(9)にあります、管理運営基本方針という中で、これまでまちまちになっていた規制と申しますか、そうしたものの管理の仕方なども整理しているところですので、今のご意見も踏まえて検討していきたいと思っています。

教育長 日曜日に葛飾区の中央図書館、これは金町の駅前にあって、1階がショッピング

グモールのようになっている複合施設の中で、2階がレストランと病院、3階が図書館というような構成になっています。

図書館に入ったときに驚いたことは、新聞や雑誌が置いていないことです。

入っていきなり右側が児童コーナーになっていて、本棚が陳列されており、YAコーナーもありました。あえて聞くことはなかったのですが、新聞や雑誌というものの位置付けというのを感じまして、日比谷図書館も新聞や雑誌を置いていないということです。先ほどの上野委員のお話との関係性もあるのではないかなと思うのですが、おもしろいと思ったのは、書店でも見かけることがあります、本棚のところに椅子が置いてあって、そこに何げなく座って本を読んでいるようなところがあって、これから、初度調弁等も入っていくと思うのですが、より一層、色々な図書館、先進的な図書館等の視察等も行いながら、良いものはできるだけ取り入れていけるよう、ぜひ内にこもらずに、外に向かう、これまでも情報は取り入れていただいていると思うのですが、もっと先進的なところもあると思いますので、ぜひ、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育委員会次第にはございませぬが、追加報告事項はありませぬでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第1号及び報告3については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願ひます。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第1号 いたばし学び支援プラン2021について

(教育総務課)

○報告事項

3. いたばし学び支援プラン2021 (素案) に対するパブリックコメントへの回答 (案) について

(総-3・教育総務課)

(非公開)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前 11時 52分 閉会